

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和2年4月貸与分から適用される福祉用具の  
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表  
について

計1枚（本紙を除く）

Vol.745

令和元年10月25日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3985)  
FAX : 03-3595-3670

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 2 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び  
貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成 31 年 4 月 24 日当課事務連絡）でお伝えしたとおり、今年度は新商品についてのみ行うこととしています。

この度、令和 2 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格（消費税率引上げ分を反映済）について、下記のとおりお知らせいたします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

なお、平成 30 年 10 月・平成 31 年 4 月上限設定分については、本年 10 月貸与分以降、平成 31 年 4 月公表時の上限（上記事務連絡での価格）が適用されていますので、改めてご留意ください。

記

令和 2 年 4 月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品及びその価格の掲載先について

厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

**【厚生労働省担当】**

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp